

議第 133 号

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(公園計画の決定) 第7条 一略—	(公園計画の決定) 第7条 一略— 2 公園計画は、県立公園ごとに、当該県立公園内の 自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため の規制に関する事項、公園事業に関する事項その他 必要な事項について定めるものとする。
2 一略— (公園計画の廃止及び変更) 第8条 一略— 2 前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変 更について準用する。	3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画に おいて、質の高い自然体験活動の促進に関する基本 的な事項を定めることができる。 4 一略— (公園計画の廃止及び変更) 第8条 一略— 2 前条第4項の規定は、公園計画の廃止及び変 更について準用する。 (協議会による公園計画の変更の提案) 第8条の2 第10条の7第1項に規定する協議会は 第10条の8第1項に規定する利用拠点整備改善計 画について、第17条の6第1項に規定する協議会は 第17条の7第1項に規定する自然体験活動促進計 画について、知事に対し、その作成のために必要な 公園計画の変更をすることを提案することができる。 この場合においては、当該提案に係る公園計画 の素案その他規則で定める書類を添付しなければ ならない。
(公園事業の決定) 第8条の2 公園事業は、知事が、審議会の意見 を聴いて決定する。	2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計 画の変更をする必要がないと判断したときは、その 旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知し なければならない。 (公園事業の決定) 第8条の3 公園事業は、知事が、審議会の意見 を聴いて決定する。この場合において、審議会 が軽微な事項と認めるものについては、審議会 の意見を聴くことを要しない。
2 及び3 一略—	2 及び3 一略— (協議会による公園事業の決定等の提案) 第8条の4 第10条の7第1項に規定する協議会は、 知事に対し、第10条の8第1項に規定する利用拠点 整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決 定又は変更をすることを提案することができる。こ の場合においては、当該提案に係る公園事業の素案 その他規則で定める書類を添付しなければなら ない。 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事

	<u>業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。</u>
第10条の3	(承継)
1～3　一略一	
4 <u>第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。</u>	<u>第10条の3　公園事業者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）が国、県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。</u>
2～4　一略一	
5 <u>第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。</u>	<u>(協議会)</u>
6 <u>第10条の7　県立公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立公園の区域内における第16条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。</u>	<u>第10条の7　県立公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立公園の区域内における第16条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。</u>
7 <u>前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</u>	<u>2　前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</u>
8 <u>(1)　当該市町村</u>	<u>(1)　当該市町村</u>
9 <u>(2)　当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者</u>	<u>(2)　当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者</u>
10 <u>(3)　当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るもの</u>	<u>(3)　当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るもの</u>
11 <u>の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者</u>	<u>の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者</u>
12 <u>(4)　その他当該市町村が必要と認める者</u>	<u>(4)　その他当該市町村が必要と認める者</u>
13 <u>3　当該県立公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあっては、市町村に對して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。</u>	<u>3　当該県立公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあっては、市町村に對して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。</u>
14 <u>4　市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</u>	<u>4　市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</u>

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならぬ。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第10条の8 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
- (5) 第9条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
- (6) 第9条第6項の協議若しくは認可又は同条

第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

(7) 計画期間

(8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該県立公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第10条の9 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第10条の7第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第10条の10 知事は、第10条の8第4項の認定を

	<p><u>受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。（公園事業に関する特例）</u></p> <p><u>第10条の11 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第10条の8第4項の認定を受けたときは、認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第9条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</u></p>
	<p><u>（報告徴収及び立入検査）</u></p> <p><u>第10条の7 知事は、第9条第3項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p>
	<p><u>第10条の12 知事は、第9条第3項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p>
	<p><u>2 知事は、第9条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第10条の8第4項の認定を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p>
<u>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</u>	<u>3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</u>
<u>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u>	<u>4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u>
<u>（特別地域）</u>	<u>（特別地域）</u>
<u>第11条 一略一</u>	<u>第11条 一略一</u>
<u>2～7 一略一</u>	<u>2～7 一略一</u>
<u>8 次の各号に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。</u>	<u>8 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。</u>

(1) 公園事業の <u>執行</u> として行う行為	(1) 公園事業の <u>執行又は認定利用拠点整備改善事業</u> （認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為
(2) 一略一	(2) 一略一
(3)及び(4) 一略一 (普通地域)	(3) 認定自然体験活動促進事業（第17条の9 第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第17条の6第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為
第13条 一略一 2～6 一略一 7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。 (1) 公園事業の <u>執行</u> として行う行為	(4)及び(5) 一略一 (普通地域) 第13条 一略一 2～6 一略一 7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。 (1) 公園事業の <u>執行又は認定利用拠点整備改善事業</u> として行う行為
(2) 一略一	(2) 一略一
(3)～(6) 一略一 (利用のための規制)	(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為 (4)～(7) 一略一 (利用のための規制)
第17条 県立公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1)及び(2) 一略一	第17条 県立公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。 (1)及び(2) 一略一 (3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該県立公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。
2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。	2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
3 一略一	3 一略一 <u>第4章の3 質の高い自然体験活動の促進のための措置</u> (協議会)
	第17条の6 県立公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織する

ことができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該県立公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るもの的所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第10条の7第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第17条の6第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第17条の6第2項第3号」と読み替えるものとする。  
(自然体験活動促進計画の認定)

第17条の7 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における質の高い自然体験活動の

促進に関する基本的な方針

- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。  
(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第17条の8 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第17条の6第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。  
(認定の取消し)

第17条の9 知事は、第17条の7第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定自然体験活動促進

	<p><u>計画</u>」という。)が第17条の7第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。 (報告徴収及び立入検査)</p> <p>第17条の10 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第17条の7第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
(指定)	
第20条 知事は、県立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため必要があると認めるときは、県立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であつて、 <u>次条各号</u> に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。	第20条 知事は、県立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため必要があると認めるときは、県立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であつて、 <u>次条第1項各号</u> に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。
(業務)	
第21条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。	第21条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1)及び(2) 一略一	(1)及び(2) 一略一
(3) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。	
(4) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。	
(5) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。	
(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
	2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、

	<p><u>次に掲げる業務を行うことができる。</u></p> <p>(1) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>(2) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。</p> <p>(3) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p><u>(利用の増進のための情報の提供等)</u></p>
第25条 第10条の6第1項又は第14条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第25条の2 県は、県立公園の利用の増進に資するため、県立公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。
第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
(1) 第9条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）	(1) 第10条の6第1項又は第14条第1項の規定による命令に違反したとき。
(2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者	(2) 第11条第3項の規定に違反したとき。
(3) 第11条第3項の規定に違反した者	第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
(4) 第12条の規定により許可に付された条件に違反した者	(1) 第9条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。
第28条 第10条の2、第13条第2項又は第22条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。	(2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。
第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。	(3) 第12条の規定により許可に付された条件に違反したとき。
(1) 第10条の7第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	第28条 第10条の2、第13条第2項又は第22条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。
(2) 第13条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者	第29条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
	(1) 第10条の12第1項若しくは第2項若しくは第17条の10第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
	(2) 第13条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- |   |   |
|---|---|
| (3) 第13条第5項の規定に違反した者  | (3) 第13条第5項の規定に違反したとき。  |
| (4) 第15条第1項の規定による報告をせず、<br>又は虚偽の報告をした者  | (4) 第15条第1項の規定による報告をせず、<br>又は虚偽の報告をしたとき。  |
| (5) 第15条第2項の規定による立入検査又は<br>立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者   | (5) 第15条第2項の規定による立入検査又は<br>立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。   |
| (6) 県立公園の特別地域又は集団施設地区内<br>において、みだりに第17条第1項第1号に掲<br>げる行為をした者                             | (6) 県立公園の特別地域又は集団施設地区内<br>において、みだりに第17条第1項第1号に掲<br>げる行為をしたとき。                                   |
| (7) 県立公園の特別地域又は集団施設地区内<br>において、第17条第2項の規定による当該職<br>員の指示に従わないでみだりに同条第1項第<br>2号に掲げる行為をした者 | (7) 県立公園の特別地域又は集団施設地区内<br>において、第17条第2項の規定による当該職<br>員の指示に従わないで、みだりに同条第1項<br>第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。 |
| (8) 第25条第5項の規定に違反して、同条第<br>1項の規定による立入り又は標識の設置その<br>他の行為を拒み、又は妨げた者                       | (8) 第25条第5項の規定に違反して、同条第<br>1項の規定による立入り又は標識の設置その<br>他の行為を拒み、又は妨げたとき。                             |

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(給与の減額)</p> <p>第24条 一略一</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（管理者が定める期間を除く。）を勤務しないこと<u>又は当該職員</u>が修学のため1週間の勤務時間の一部を<u>勤務しないことをいう。</u>）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合及び職員が休暇により勤務しない期間のうち管理者が指定する期間は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第24条 一略一</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（管理者が定める期間を除く。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を<u>勤務しないことをいう。</u>）、高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を<u>勤務しないことをいう。</u>）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合及び職員が休暇により勤務しない期間のうち管理者が指定する期間は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与を支給する。</p>